

自動車運転代行業者に対する 行政処分を公表します。

平成25年4月12日より、香川県公安委員会の行う『自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）』に基づく行政処分を、[香川県警察のホームページ](#)等で公表します。

《公表の目的》

利用者及び飲食店等における安全・安心な運転代行業者の選択の機会が増加することにより、悪質業者の自然淘汰が促進され、業界全体の健全化を図る。

《公表される行政処分》

- 法第7条第1項の規定による**認定の取消し**
 - 法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による**指示**
 - 法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による営業の全部又は一部の**停止命令**
 - 法第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定による営業の**廃止命令**
- ※ ただし、法第7条第2項、第23条第3項もしくは第24条第2項の規定による同意又は法第23条第2項の規定による要請に際し、香川運輸支局長から当該処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合、その他香川県公安委員会が当該処分の公表が適切でないと認める場合は公表しないものとします。

《公表期間及び公表方法》

処分が行われた日から起算して2年間、香川県警察本部内情報公開コーナーでの閲覧、香川県警察ホームページへの掲載により公表

※ ただし、施行日(H25.4.12)以前に行われた行政処分に関しては公表の対象外です。

《公表される内容》

認定証番号、自動車運転代行業者の名称又は記号、主たる営業所が所在する市町、処分年月日、処分内容、処分理由及び根拠法令、行政処分を行った公安委員会

～お問い合わせ先～

香川県警察本部交通部交通企画課

電話087-833-0110（内線5023）